

平成30年 第12回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成30年12月10日（月）午前9時30分～10時5分		
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第1会議室		
3. 委員総数	11名		
4. 出席した委員（11名）	2番 齋藤勝義	3番 齋藤文男	
	4番 佐藤直	5番 森 榮一	6番 巴 朋之
	7番 佐藤久美子	8番 齋藤久江	9番 加藤朋光
	10番 伊東正志	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊
5. 欠席した委員（0名）			
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 会議録署名委員	4番 佐藤直	5番 森 榮一	
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司	副主幹班長 小森 俊英	
	副主幹 三浦 利枝		
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名		
	第2 会議書記の指名		
	第3 会期の決定		
	第4 諸般の報告		
	第5 議案審議		
報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について て ・・・【10件】		
報告第19号	非農地証明の発行について ・・・【1件】		
議案第40号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【1件】		

議案第 4 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
について . . . 【 3 0 件 】

◆ 事務局長

ただ今より、平成 3 0 年第 1 2 回にかほ市農業委員会総会を開会致します。

はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(開会 午前 9 時 3 0 分)

◇ 会長

【 会長挨拶 】

◇ 議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日、欠席の届け出はありませんでした。

ただ今の出席委員は、委員総数 1 1 名中 1 1 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇ 議長

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

4 番 佐藤 直委員、5 番 森 榮一委員の両名をお願いいたします。

◇ 議長

日程第 2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇ 議長

日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませんか。

. . . 〈異議なしの声あり〉 . . .

◇ 議長

ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇ 議長

日程第 4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇ 議長

日程第 5 議案審議に入ります。

報告第 1 8 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 (合意解約) について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書4頁です。報告第18号-1につきましては、耕作者であった受人の父の死亡による合意解約であります。

報告第18号-2と3は渡人が同一であり、渡人の父の死亡等により耕作を依頼しておりましたが、渡人本人自ら耕作するということでの合意解約であります。

報告第18号-4につきましては、渡人の都合による合意解約であります。解約した農地の一部は新規の利用権設定として、議案第41号-12に上程されております。

報告第18号-5につきましては、受人の経営規模縮小のための合意解約であります。

報告第18号-6につきましては、渡人の都合による合意解約であります。

報告第18号-7につきましては、受人高齢による経営規模縮小のための合意解約であります。

報告第18号-8につきましては、農地法3条による親子間の使用貸借権の設定でありましたが、受人の都合により合意解約するものであります。解約した農地につきましては新規の賃借権の設定として、議案第41号-25に上程されております。

報告第18号-9につきましては、受人の都合による同意解約であります。解約した農地につきましては、議案第41号-15に上程されております。

報告第18号-10につきましては、受人の都合による合意解約であります。

◇議長

報告第18号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第18号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第19号非農地証明の発行についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書7頁です。ここで、説明の前に字句の訂正をお願いし

ます。所有者の住所ですが、「大嶽」とありますが正しくは「大竹」ですので、訂正をお願いいたします。それでは説明いたします。申請地は、両前寺地内の農地で、場所は国道7号線から東に直線距離にして約1.6キロメートルほど離れた標高180メートル位の山間に位置する地目が田の農地であります。位置図及び公図を8頁、9頁に掲載しております。現地は、昭和56年までは水田として耕作されていたようですが、現在は雑草・灌木類が生息して、原野の状態となっております。小林会長と事務局職員が現地調査を行い非農地であると確認しております。また、位置図からも想像出来るかと思いますが、現地までのアクセスも相当難儀な状況であり、農地への復帰は到底不可能と判断しております。

◇議長 当局の説明が終わりましたが、審議に入る前に、暫時休憩します。(9時42分)

◇議長 再開いたします。(9時47分)

◆事務局班長 補足説明をします。議案の位置図を見て下さい。対象地を挟むように二つのため池があります。これらのため池は、いずれも琴浦農事組合が管理するため池であり、申請地とは関係ないため池です。対象地への水路等は、位置図には載っていませんが、更に上の場所にあるビンガケというため池で、こちらは両前寺農事組合が管理しているため池です。今回、非農地証明を発行するに当たり、両農事組合に対し、水路等の管理上何らかの影響があるかどうかについて、問い合わせしております。回答としては、これまでも申請地には関係無く、それぞれの農事組合で管理してきているので、非農地となっても影響はないということでした。

◇森栄一委員 非農地として証明書を発行することによって、地目は原野となるのでしょうか。

◆事務局班長 後は、申請者が登記変更を行う時に、どのようにするかですが、多分原野になると思います。

◇森栄一委員 先ほどの説明ですが、昭和56年ごろまでは作付けしていたということですか。

◆事務局長 非農地証明の申請書の中で、そのように記載されておりました。

て、その後は、転作等の割り当てがあったので、ある程度管理して来ていたようですが、段々行き届かなくなってしまうということです。位置図等だけでは分からないかもしれませんが、現地までは、近くまで何とか車で行けますが、最後は降りて歩いて行かなければなりませんので、管理機械等を運び入れることは無理かなと判断しております。

◇齋藤文男委員 隣接する田んぼもかなりの面積があるようですが、状況はどうなっていますか。他に上の方にも農地があるのでしょうか。

◆事務局長 周辺の農地は、9頁の図面で確認出来る範囲にしかありませんが、状況としては、先ほど説明しておりますが、今回の申請地については、ある程度草刈り等の管理をして来ているようで、まだ、田んぼの形状を確認出来る状態ですが、他の農地については、殆ど管理されてきていないようで、むしろ田んぼの形状も分からないし、周りの山林とも区別がつかないという状況でした。

◇議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第19号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に議案第40号農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書10頁です。議案第40号につきましては、渡人高齢化による経営規模縮小と受人の経営規模拡大により申請するものであります。受人の経営状況等については、議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長 議案第40号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第40号について許可することに賛成の方は挙手願います。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書11頁です。市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権の設定の計画が30件でありまして、利用権設定の総面積は166,763㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは、議案第41号-1から18までをご説明いたします。

議案第41号-1と2は受人が同一であり、1は賃借権の再設定、2は賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-3から5は受人が同一であり、全て賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-6は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-7と8は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-9は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-10と11は受人が同一であり、10は賃借権の再設定、11は賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-12は、報告第18号-4の合意解約による新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状

況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-13と14は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-15は、報告第18号-9の合意解約による新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-16から18は受人が同一であり、16及び17は賃借権の新設、18は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第41号-1から18までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第41号-1から18については、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第41号-19は、5番森榮一委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈5番 森 榮一委員退席〉

◇議長

議案第41号-19について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第41号-19は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第41号-19の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第41号-19については、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

5番 森 榮一委員の入室を許可します。

〈5番 森 榮一委員着席〉

◇議長

続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

議案第41号-20は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

議案第41号-21は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

議案第41号-22から24は受人が同一であり、22は賃借権の新設で、23と24は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-25は、報告第18号-8の合意解約による新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-26は、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-27と28は、渡人及び受人とも同一であり、27は賃借権の再設定、28は使用賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-29は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第41号-30は、農地中間管理事業を利用するものでありまして、賃借権の新設であります。契約条件は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第41号-20から30までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・



◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第41号-20から30について原案通り承認することに賛成の方は挙手願います。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。  
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時5分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成30年12月10日

会議録署名委員

総会議長                      会長  
\_\_\_\_\_

委      員                      4 番  
\_\_\_\_\_

委      員                      5 番  
\_\_\_\_\_

